

## 東京大学紅茶同好会 KUREHA 規約

### 第一章 総則

第一条 当会は、会員が紅茶に関する理解を深めるよう、喫茶の機会を設けるとともに、紅茶の普及と知識の共有のため、会員間の親睦を深め、及び他の団体と交流を持つことを目的とする。

第二条 当会は、会員たる学生が自主的、自律的に運営する。

第三条 当会は、東京大学紅茶同好会 KUREHA と称する。

2 英文では the University of Tokyo Tea Club KUREHA と表示する。

第四条 当会は、東京大学駒場キャンパス(東京都目黒区駒場 3-8-1)を所在地とする。

第五条 当会は、平成二十九年十一月一日を設立年月日とする。

### 第二章 会員

第六条 当会会員は、東京大学、東京大学大学院、又はその他高等教育機関に所属する学生でなければならない。ただし、別に規約で定める OB・OG 会員については、この限りではない。

2 当会会員は、会員名簿にその氏名及び所属を記載するものとする。

第七条 当会会員は、会内において自由に活動する権利を有する。

第八条 当会会員は、相互に協力し、その活動が会の利益に資するよう努めなければならない。

第九条 入会の手続は、細則で定める。

第十条 退会の手続は、細則で定める。

第十一条 除名された者は、役員会の許可があるときを除き、その所属にかかわらず、入会することができない。

### 第三章 役員

第十二条 当会の役員は、以下の通りとする。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 会計担当役員
- 四 広報担当役員
- 五 渉外担当役員

2 会長は、前項の定めに加えて、必要に応じて臨時の役員を置くことができる。

第十三条 会長は、東京大学の学生たる会員の中から互選する。

2 会長指名の議決については、全会員の過半数で決する。

3 会長の任期は、一年とする。

第十四条 会長は、会員の中から副会長以下の役員を指名する。

第十五条 会長は、役員 の 罷免 について役員会に発議することができる。

2 全会員の十分の一以上の要求があれば、会長は、役員 の 罷免 について役員会に発議しなけ

ればならない。

第十六条 役員は、やむを得ない事情を有し、その職務の継続が困難になった場合、自身の辞任について、役員会に発議できる。

第十七条 役員の職務は、細則で定める。

第十八条 役員は、自身の職掌について各自で裁量することができる。

第十九条 役員は、相互に協力し、会の利益に寄与するよう活動する責任を負う。

## 第五章 役員会

第二十条 役員会は、この規約で定める役員が構成する。

第二十一条 役員会の構成員たる役員は、自身の職掌について、特に当会にとって重要な事柄については、役員会に報告しなければならない。

第二十二条 役員会は、その構成員たる役員の過半数が出席し、会長がその開催を適当と判断しなければ、議事を開き議決することができない。

第二十三条 役員会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第二十四条 役員会は、品行が不良で、当会に不利益をもたらす、又は不利益をもたらす可能性がある会員について、その活動を停止させることができる。

第二十五条 役員会は、その構成員たる役員の全員の賛成があった場合、この規約によらず、当会に関する決定を行うことができる。

2 役員会は、前項による決定について、会員に事後的に報告をし、その承認を得なければならない。

## 第六章 OB・OG 会

第二十六条 別に細則に定める OB・OG 会員資格を満たし、希望する者は、OB・OG 会に所属することができる。

第二十七条 OB・OG 会員は、当会に活動に参加する権利を有する。

第二十八条 OB・OG 会の運営については、細則に定める。

## 第七章 会計

第二十九条 会員は、当会に対し、会費を支払う義務を負う。

第三十条 会費の出納は、会計担当役員が管理する。

第三十一条 会計担当役員は、年一回、会員に対して、会費の金額と徴収期日を報告し、その承認を得なければならない。

第三十二条 会計担当役員は、年一回、会員に対して、会計簿を提出しなければならない。

第三十三条 この規約の定めるところにより徴収された会費は、会費を支払った会員に、ひとしく利益をもたらすよう運用しなければならない。

第三十四条 会計担当役員は、第三十九条に基づき徴収された会費のほかに、特に必要な費用を賄うため、役員会の決定を経て、会員から特別会費を徴収することができる。

## 第八章 規約

第三十五条 この規約に定めがない事項は、役員会の決定に従う。

第三十六条 この規約は、全会員の過半数の賛成で改正する。

## 第九章 細則

第三十七条 以下の細則を定める。

- 一 入退会に関する細則
- 二 役員に関する細則
- 三 OB・OG 会に関する細則

第三十八条 細則は、全役員過半数の賛成で、役員会が改正することができる。ただし、OB・OG 会に関する細則を改正する場合、役員会は OB・OG 会と協議をしなければならない。

2 全会員の四分の一以上の要求があれば、役員会は、細則の改正を議決しなければならない。